（三）再生医療等製品の製造業者の場合

基準確認証番号

動物用再生医療等製品基準確認証

氏名又は名称
製造所の所在地
製造所の名称
製造工程の区分
基準確認証の有効期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の25の２において準用する同法第14条の２第２項の規定による調査の結果、上記の製造所における製造管理又は品質管理の方法が、同法第23条の25第２項第４号に規定する農林水産省令で定める基準に適合していることを証する。

年　　月　　日

農林水産大臣　　氏　　名

（日本産業規格Ａ４）